

1 森林を取り巻く社会的動向

国内外において、ここ数年の間にSDGsへの取り組み、温室効果ガス削減のための森林整備や木材利用促進に向けた各法制度の創設や改正などの動きが活発化。

○持続可能な開発目標(SDGs)の採択(2015年)

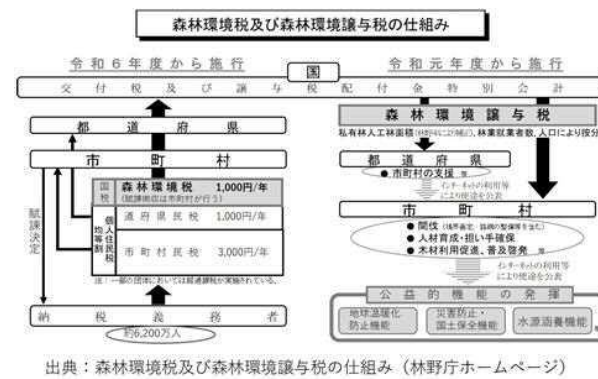
2015年の国連サミットにおいて、加盟国の全会一致で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択。2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標として、17のゴールと169のターゲットが設定。



○森林環境譲与税の導入(2019年)

温室効果ガス削減等に関する国際的枠組み「パリ協定」(2016年)が発効し、国の温室効果ガス排出削減目標の達成と災害防止等を図るための森林整備等に必要の地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境譲与税が創設。

2020年から譲与が開始。市町村は、この財源をもとに、間伐などの森林整備、木材利用、人材育成・担い手確保、普及啓発等に取り組む。



○森林経営管理法の施行(2019年)

森林所有者の森林を適切に経営管理する責務を明確化。適切な経営管理が行われていない森林の経営管理を、林業経営者に集積・集約するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が行うことができる仕組みが創設。

市町村は、私有林の人工林の所有者に対し、意向調査を行って、市町村に委託を希望する人工林について、森林経営管理権集積計画を策定する。



札幌市においても、2022年に小別沢地区において、北海道内では第1号となる森林経営管理権集積計画を策定し、林業者へ再委託を行った。

○2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略(2020年)

14の分野ごとに目標を立て、森林・林業分野では、炭素固定機能を持つ木材の中高層ビルへの利用や、バイオマス利用促進、エリートツリーの開発・導入などによる二酸化炭素吸収量増を図ることとしている。



○新たな森林・林業基本計画の策定(2021年)

目標を、森林を適正に管理し、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展(「グリーン成長」)させることで、2050カーボンニュートラルを見据えた豊かな社会経済を実現とする。

<5つのポイント>

- 森林資源の適切な管理・利用：再造林と複層林化
- 「新しい林業」に向けた取組の展開：新技術の導入
- 木材産業の競争力の強化：国産材の供給体制整備
- 都市等における「第2の森林」づくり：中高層建築物や非住宅分野での木材利用
- 新たな山村価値の創造：森林サービス産業

○改正公共建築物等木材促進法(2021年)(通称:都市(まち)の木造化推進法)

目的に「脱炭素社会の実現に資する」ことを明示し、木材利用の促進に関する基本理念を新設。対象を一般建築物へ拡大し、木材利用を進めるため国又は地方公共団体と事業者等が協定等を締結できる仕組みが創設。

2 北海道の動き

北海道では、国の動向を踏まえ、森林・林業、木材利用に関する施策に関する計画等の改正を行っている。

○北海道森林づくり基本計画改正(2022年)

森林資源の循環利用と木育の推進を図るため、ゼロカーボン北海道の実現に向けた森林づくり広葉樹資源の育成・有効活用、道産ドマツ建築材の安定供給、HOKKAIDOWOODブランドの浸透や木育活動の推進など、7つの重点取組を定めている。

○北海道森林吸収源対策推進計画改正(2022年)

森林による二酸化炭素の吸収量の確保や排出削減などの森林吸収源対策を推進し、2050年までに「ゼロカーボン北海道」を実現するため、2030年度において約850万t-CO2の吸収量を確保することとしており、具体的な施策の展開として、①活力ある森林づくり、②道産木材の利用促進、③企業等と連携した森林づくりを掲げている。

○北海道地域材利用促進方針改正(2022年)

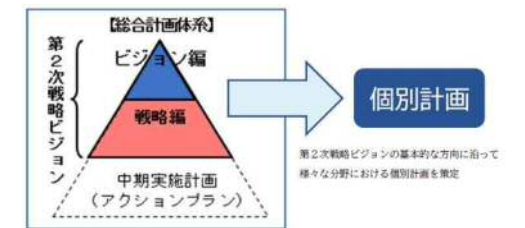
国の公共建築物等木材促進法と基本方針改正を受け、見直しの方向として、①木材利用促進の意義として脱炭素社会の実現に貢献することを明記、②対象を民間建築物等に拡大、③公共建築物の積極的な木造化、④建築物木材利用促進協定制度的新設、④普及啓発の促進など、国の施策に準じて地域材利用の促進することとしている。

3 札幌市の動き

札幌市においても、国等の動向を踏まえ、ゼロカーボンシティ宣言(2021年)をはじめ、第4次札幌市みどりの基本計画や札幌市気候変動対策行動計画などでも、森林の適正な整備と保全のための施策を進めることとしている。

○第2次札幌市戦略ビジョン(ビジョン編2022年策定、戦略編2023年策定予定)

札幌市のまちづくりの計画体系の最上位に位置づけられる総合計画。目指すべき都市像として「ひと」「ゆき」「みどりの織りなす輝きが、豊かな暮らしと新たな価値を創る、持続可能な世界都市・さっぽろ」を掲げており、みどりの保全と創出が重要な位置づけとなっている。



○第4次札幌市緑の基本計画(2020年)

将来像の一つとして、「良好な自然環境が保全され、人と自然が共生する」とこととしており、森林、草地、市街地のみどりのネットワークの保全により、多様な生物の生息・生育空間が確保され、また、天然林の保全や人工林の適切な管理により市内の森林を保全することを目標としている。



○ゼロカーボンシティ宣言(2021年)

市議会の代表質問の質疑の中で、市長が「2050年には温室効果ガスの排出実質ゼロを目指すこと(ゼロカーボンシティ)を宣言するとともに、2030年についても高い温室効果ガスの削減目標を掲げる考えを表明。

○札幌市気候変動対策行動計画(2021年)

気候変動に対する取組を推進するため、2021年3月に策定。その中で、森林資源の循環と吸収源対策として、森林整備により、2030年度までに0.2万t-CO2の削減を目標としている。主な取り組みとして、森林の保全及び整備、みどりの創出、道産木材等の活用など進めることとしている。

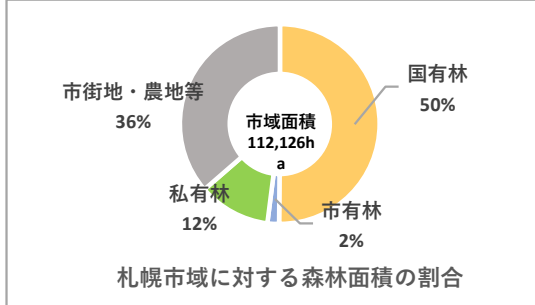
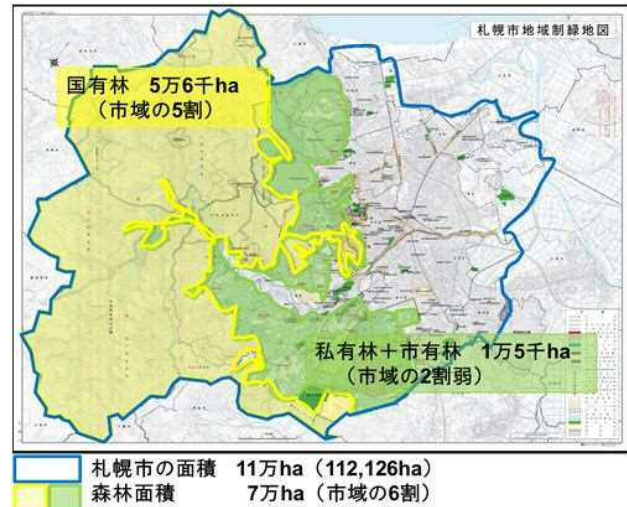
6.4.5 [資源] 資源循環・吸収源対策

取組	成果指標	目標削減量
(1) 省資源・資源循環の推進	市内ごみ焼却量 【2016年】43.8万t → 【2030年】39.2万t 考え方 ○本市の新スリムシティさっぽろ計画に基づき設定します。	約 7万t-CO ₂
(2) 森林等の保全・創出・活用の推進	森林整備を実施した森林の面積 【2016年】650ha → 【2030年】1,100ha 考え方 ○本市におけるこれまでの実績を踏まえて設定します。	約 0.2万t-CO ₂

4 札幌市の森林の現況

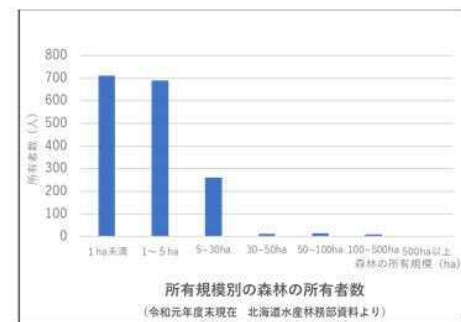
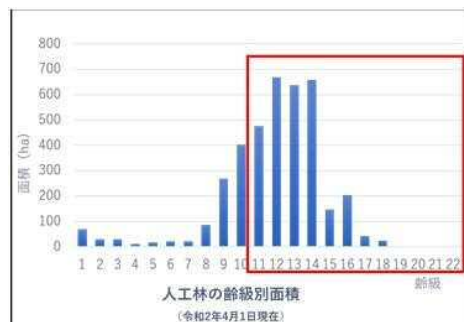
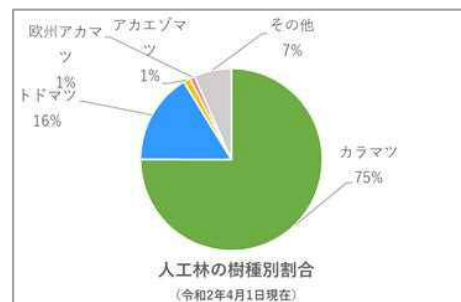
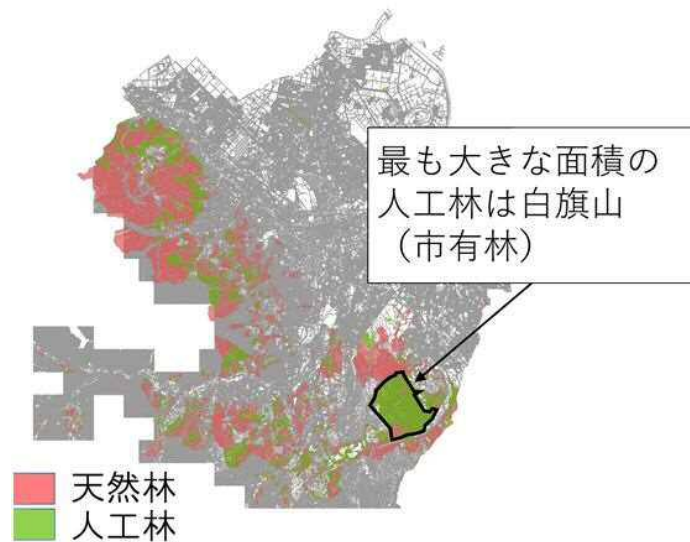
○札幌市の森林の面積

- ・市域の約64%が森林。(国有林50%、私有林12%、市有林2%)
- ・森林は、南西部に位置し、広い山岳地域である国有林と市街地の間に私有林が広がる。
- ・都心部から近い位置に藻岩山や円山など天然記念物に指定された区域もあり、森林と都市が近接した状況。



○私有林と市有林の状況

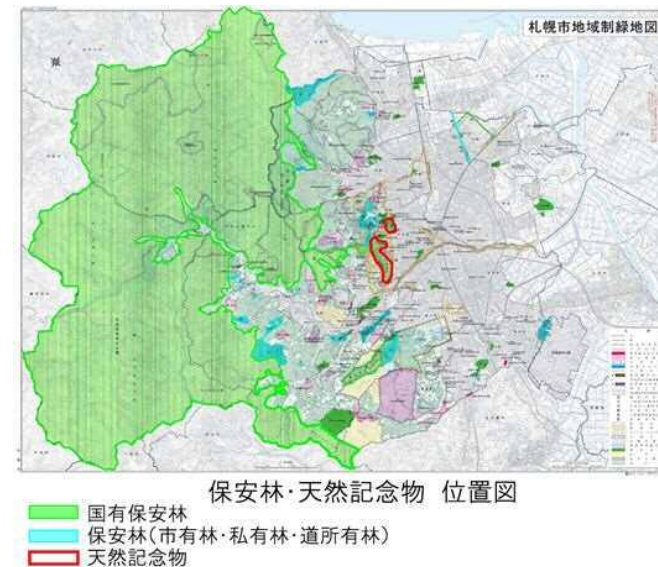
- ・私有林と市有林を合わせた面積のうち、25%が人工林となっている。
- ・手稲・西野地区、藤野地区のほか、有明地区に人工林が集中。もっともまとまりのある人工林は、有明地区の市有林(白旗山都市環境林)
- ・人工林の75%がカラマツ林、16%がドマツ林。
- ・人工林の75%が51年生以上になっている。
- ・規模が小さい所有者が多い。



5 札幌市のこれまでの施策

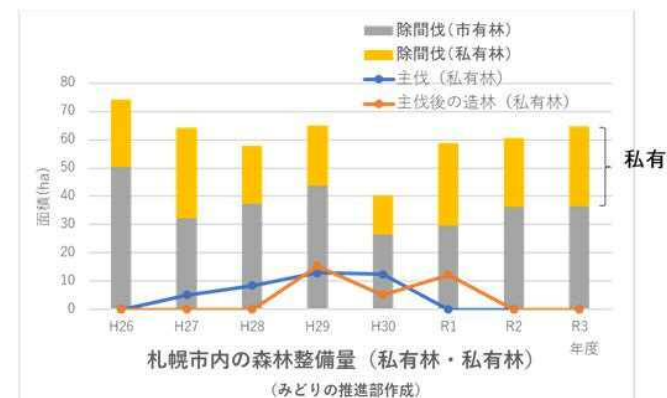
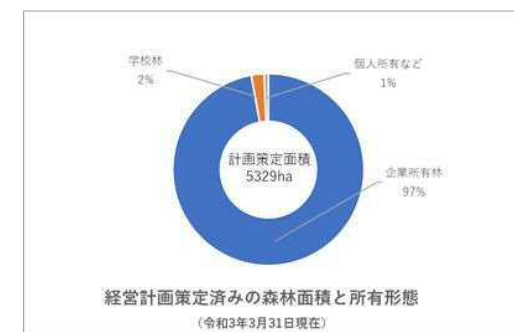
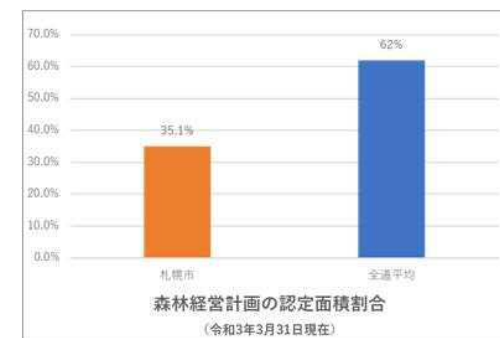
○森林の保全施策

- これまでの札幌市の林政は、広がる開発に対して 森林を保全することに注力してきた。
- ・天然記念物
 - 大正10年(1921年)に藻岩原始林と円山原始林が国の天然記念物として指定。
- ・保安林指定
 - 札幌市内の森林の78%は保安林に指定(国有保安林 54,112ha、私有林・市有林 1,352ha)
- ・札幌市による森林の公有化(都市環境林事業)
 - 人口増加に伴う市街地の拡大により、森林の消失が進むことが懸念されたことを背景に、平成5年より自然環境の保全や都市の景観上重要な森林の公有化により森林を保全(37地区、1,730ha)。現在新たな取得は行っていない。



○森林整備

- ・私有林、市有林ともに人工林の森林整備が進んでいない状況
- ・森林経営計画の策定面積割合は35%(全国平均62%)、策定済みの97%が大企業の所有林。
- ・年間60ha前後の除間伐が実施されている。主伐はほぼ行われていない。伐採後の造林が課題。
- ・間伐遅れが私有林・市有林ともに目立つ。



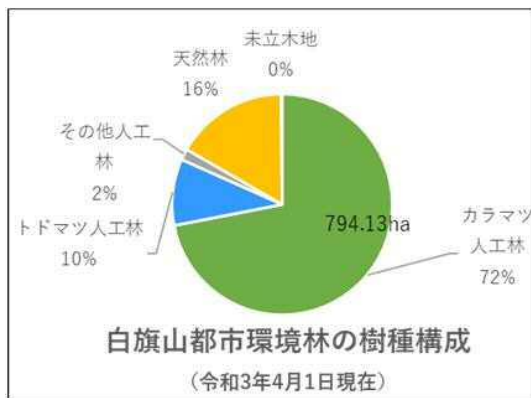
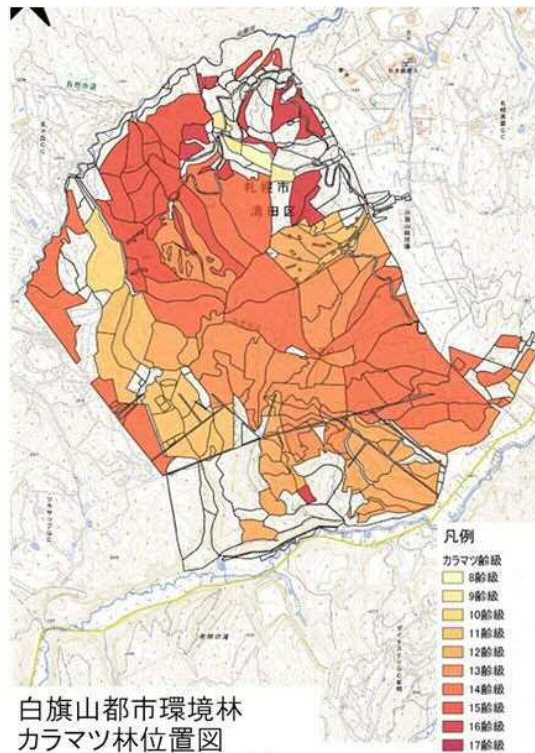
5 札幌市のこれまでの施策

○市有林の森林整備

- ・市有林面積は、約2,000ha。およそ半分が人工林。(人工林のほとんどがカラマツ林)
- ・年間約30haの除間伐を実施。

○白旗山都市環境林

- ・大正時代から営林事業を開始。昭和40年代の林業経営収支の悪化により、営林事業を中止。
- ・昭和56年以降は、「ふれあいの森」を中心としたレクリエーション機能を重視した森林へ転換。
- ・カラマツ等が伐期を迎えているが、間伐遅れが目立つ。



○森林ボランティア活動・企業CSR活動

- ・市内の各地で森林ボランティア活動が実施されている。
- ・森林・山村多面的機能発揮対策支援事業による支援実施した活動団体はこれまで累計28団体(平成29年～令和3年)
- ・企業CSR活動として、都市環境林内での森林整備活動も実施。



伐採作業(真駒内第二都市環境林)

○木材利用

- ・「札幌市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」(平成25年)策定し、公共建築物での木材利用を推進。



どうぎんカーリングスタジアム(平成24年)



中央小学校 教室(令和元年)

5 札幌市のこれまでの施策

○自然歩道

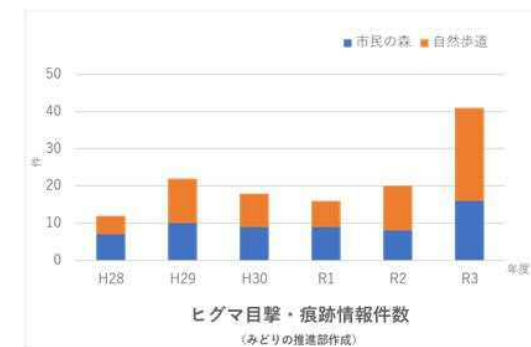
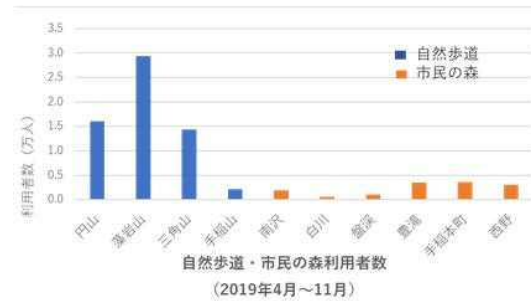
- ・8ルート、約75km。国有林や私有林を無償で借受。
- ・藻岩山、円山、三角山のルートは、市街地に近く人気が高い。
- ・市街地に近い自然歩道でのヒグマ目撃情報等が近年増加傾向。
- ・トレイルランニングなどの利用者が増加。



自然歩道位置図(みどりの推進部作成)

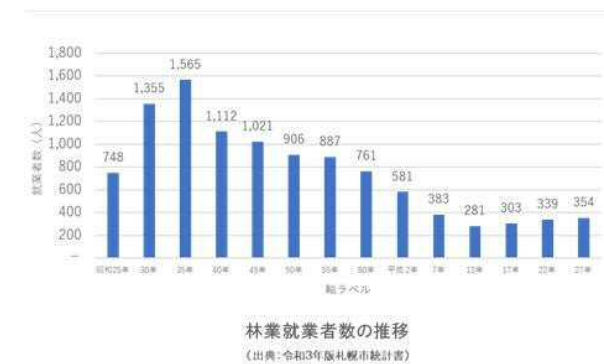
○市民の森

- ・6地区、414ha。奨励金を支払って私有林を借受。
- ・自然歩道に比べ、利用者数が少ない。



○森林・林業の担い手の状況

- ・札幌市の林業事業者数は昭和35年をピークに減少。ここ15年ほどは微増傾向
- ・意欲と能力のある林業事業者22社に対して実施したアンケート(令和3年)によると、今後も積極的に経営管理権の再委託を受けたいと回答したのは1社のみ。



第1章 はじめに

6 課題

課題① 森林の将来像がない

○森林の重要性が高まる一方で、全市的な森林の将来像、森林整備の方向性がない

課題② 人工林の間伐遅れ

- 市有林の92%、私有林の81%の人工林が間伐遅れ
- 森林経営計画の策定増が見込めない
- 森林経営管理制度の対象が多い

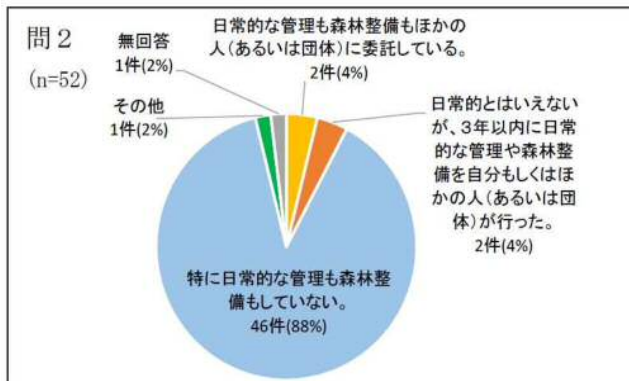


課題③ 森林整備の担い手不足

- 産業としての林業の基盤がない
- 素材生産を担う林業事業者が少ない
- 増加する森林整備のニーズに対して森林組合の人手が不足

課題④ 森林所有者の関心の薄れ

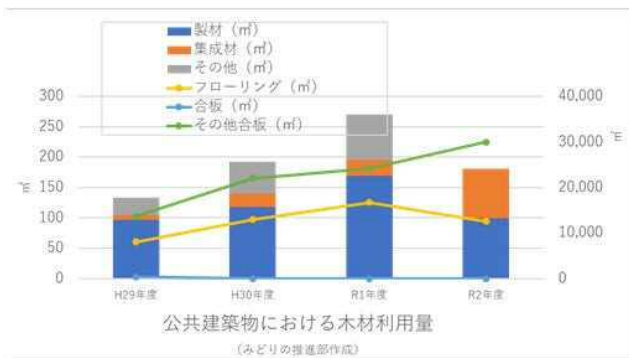
- 森林所有者の森林整備の関心の薄れ
- 小規模所有者や市外在住の森林所有者が多い



出典：令和2年度森林所有者意向調査（みどりの推進部）
（対象：102名、回答：52名）

課題⑤ カーボンニュートラルへの対応

- 森林の二酸化炭素吸収量の低下
※高齢林の増加と人工林の間伐遅れ
- 公共事業や民間施設での木材利用拡大傾向



課題⑥ 自然歩道・市民の森における諸課題への対応

- 自然歩道等で利用者数の差がある
- 多様な利用（登山、トレラン、スキーなど）への対応
- 限りある財源と老朽化した施設の整備
- 市民の森事業では、所有者の相続により、契約更新が困難な状況。
- 市民の森では、奨励金によって森林整備を促進してきたが、森林経営管理制度の創設により、より効果的に森林整備を進めることが可能となっている。

◎札幌市のポテンシャル

- 人口190万人の都市
⇒普及啓発の波及効果が見込める
- これまで小規模だった森林整備が初めて本格的に展開していく
⇒他都市にない新たな取組の展開の可能性
- 1,000haを超える広大でアクセスのよい人工林
⇒白旗山都市環境林の有効活用
- 周辺都市との連携基盤がある
⇒さっぽろ連携中枢都市圏での施策の展開

第2章 基本方針の策定

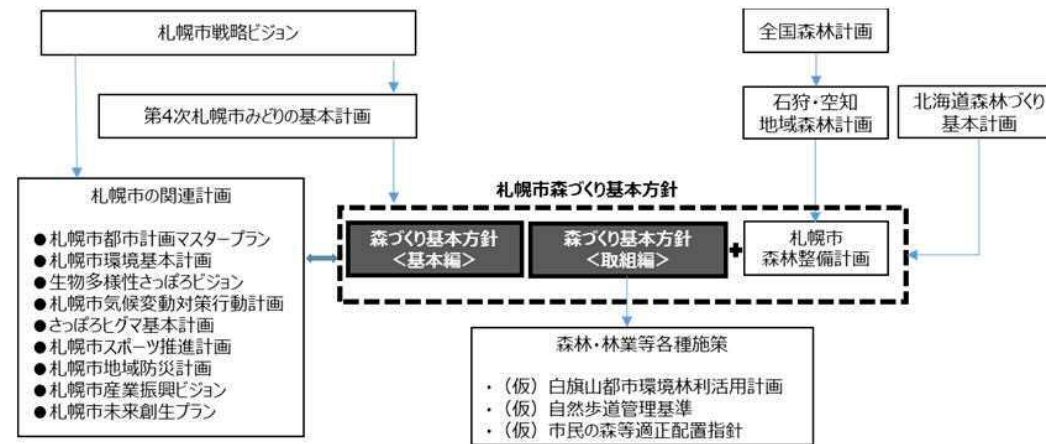
目的・位置づけ

【目的】

今後100年を見据えた札幌市の森林に関する本市の取り組み方針を定める

【位置づけ】

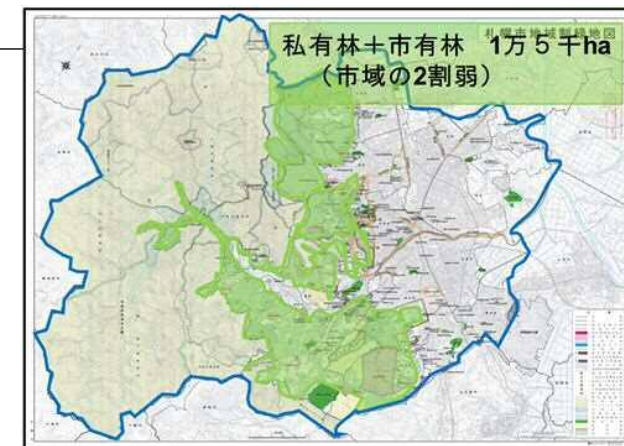
本方針は、具体的な森林に関する取り組み内容を示す方針として、「第4次札幌市みどりの基本計画」の下位方針であるとともに、森林法に基づき策定する「札幌市森林整備計画」を含める形で策定する



対象・見直し時期

【対象】

- 森林整備（私有林＋市有林）
- 林業事業者の担い手確保、育成
- 道産木材の利用促進、普及啓発
- 自然歩道（登山道）等



【見直し時期】

(1)札幌市森林基本方針<取組編>

おおむね10年

※必要に応じて改正

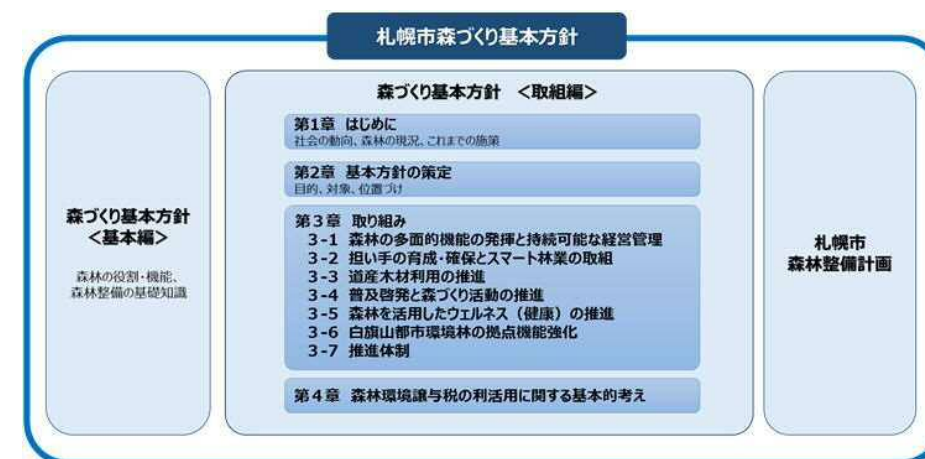
※木は植えてから伐採するまでに50年程度要することから、森林整備施策は急な方向転換が難しい。よって、本方針の根幹となる考え方については、10年ごとの見直しによらず、可能な限り長く維持するものとする。

(2)札幌市森林整備計画

5年ごと

※北海道内市町村で一斉改定が行われるなど、改定の必要が生じた場合など

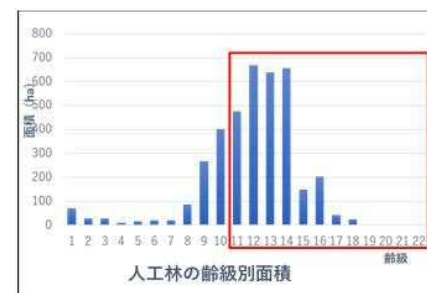
構成



3-1 森林の多面的機能の発揮と持続可能な経営管理

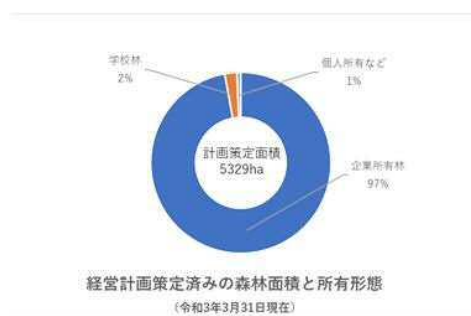
現状

- これまで森林の保護・保全を目的とした施策を展開してきた(保安林、天然記念物、公有林化など)。
- 人工林の75%が50年生以上で、多くが間伐未実施(間伐遅れ)のまま、**利用期を迎えている**。天然林は、かつて採跡された後に天然更新した若い二次林が多い。
- 近年、シカによる食害が深刻化している。
- 森林経営計画の策定状況は、大規模な企業所有林がほとんどを占め、個人所有林の計画策定は僅かである。
- 小規模な森林所有者が多い。
- 経営管理制度では、小別沢地区で経営管理実施権集積計画を策定し、林業者へ再委託を実施(令和3年度)
- 市有林では、約40年間主伐を実施しておらず、間伐による針広混交林化を進めている。
- 市街地周辺の森林でヒグマの出没が増加している。



課題

- 人工林の間伐遅れにより、**風倒や土砂災害に弱い林分が多いほか、二酸化炭素吸収機能の低下など、森林の多面的機能の低下が懸念される**。
- シカの食害により、**広葉樹の育成が困難な状況であり、伐採後の天然更新や若い二次林の下層植生や稚樹の育成が進まない可能性がある**。
- 札幌市の森林には**明確な将来像がない**。
- 小規模所有者が多く、森林経営計画の策定増が見込めない。
- 森林経営管理制度の調査対象が膨大(約3000筆)であり、**短期間で全ての森林への対応が困難**
- 市街地に接するような森林では、**ヒグマ対策も含めた森林整備が必要**。



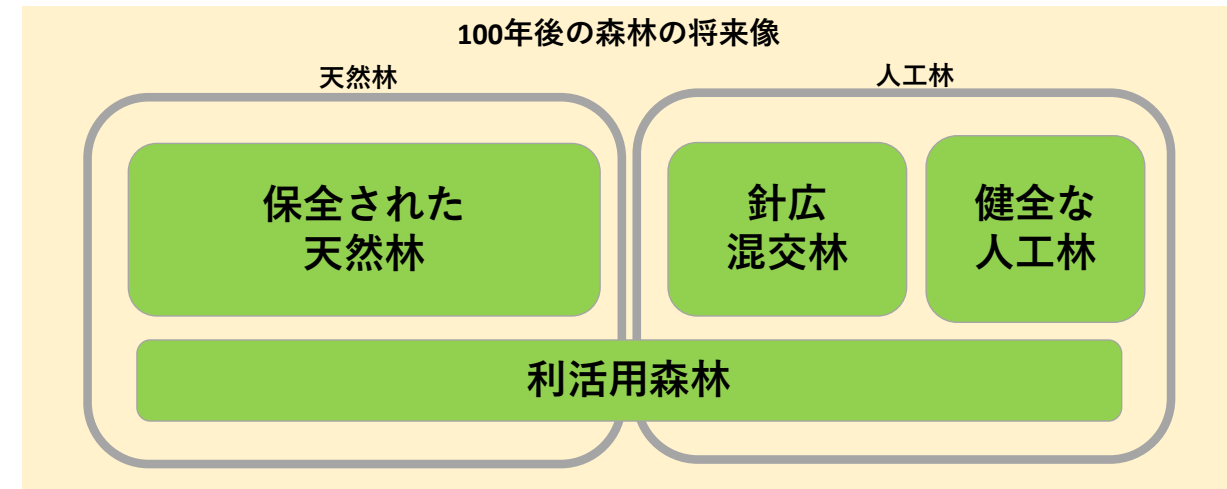
間伐の実施 (札幌市内私有林)



針広混交林化が進む人工林 (南沢都市環境林)

森林の目標林型将来像

札幌市では、これまで保全してきた豊かな森林を継承しつつ、森林の持つ多面的機能を一層発揮させ、良好な自然環境を有する都市を実現するため、今後100年を見据え、森林の**将来像**を次のとおりとする。



○保全された天然林

人為的な力を加えず、稚樹が育成でき、天然更新が可能な森林であって、札幌市の都市景観の骨格となる自然環境を保全し、土砂災害防止機能、生物多様性機能機能などの公益的機能が維持された森林。



○利活用森林(仮)

里山的な地域住民等による利活用を目的とした森林や市民レクリエーション利用を目的とした森林。ここでいう森林は天然林と人工林を含むものとする。



○針広混交林

本方針では、針葉樹人工林が間伐などの伐採または風倒などでギャップ(林内の空間的隙間)が生じたことにより、広葉樹が生えてきた状態または広葉樹を植栽した森林であって、天然林へ誘導する森林。

○健全な人工林

間伐や主伐後の再生林などの森林整備を適切に行い、多面的機能(木材生産機能と公益的機能)を発揮する。カーボンニュートラルに大きく寄与する。



施策の方向性

- 札幌市の人工林は**間伐遅れの状態が多いことから、公益的機能を発揮するため森林整備を進める必要がある**。また、カーボンオフや木材生産等の観点から、人工林経営を継続する意義も高い。
- 本方針で「森林の**目標林型将来像**」を定め、その**目標林型将来像**に誘導するため、「森林整備の基本型」を定め、効果的な森林整備が進める。
- 私有林の整備では森林経営管理制度の活用が重要となることから、札幌市における基本的な枠組みを定め、効率よく整備を進めていく。
- 市有林についてはその存在価値を整理した上で、これに基づく整備を進める。

森林整備の基本型

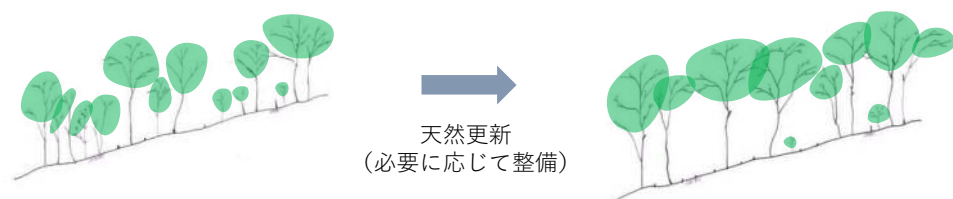
① 天然林保全

下層植生が良好に生育し、樹木の根が発達している天然林や溪畔林は、基本的に人の手は加えずに保全に努め、水源涵養機能や山地災害防止機能、生物多様性保全機能などが高度に発揮された状態を維持する。また、札幌市の景観を構成する森林となる。

＜施業例＞

基本的に森林の手入れはせず、天然更新による。

ただし、下層植生が繁茂していないなど、公益的機能の低下がみられる森林などは、ササ刈りの除去等により、広葉樹の侵入を促し、多様な樹種の森へ。



（対象例）藻岩山、円山、大倉山地区など札幌市の景観を形成する地区や手稲山などの奥山

② 天然林の二次林等整備

天然林は天然更新を基本とするが、二次林のうち疎密で下層植生が繁茂していない等の状態にあって、公益的機能の低下がみられる森林や地域住民の散策やレクリエーションの場として利用される森林は、適宜、除間伐を行って、森林内に光が差し込む良好な空間を創出する。生物多様性保全機能や環境教育の面からも、郷土樹種の植栽などにより多様な樹種が生育する森林を形成する。

＜施業例＞

天然更新を基本とし、必要に応じて除間伐を実施。

ササ刈りの除去等により、広葉樹の侵入を促し、多様な樹種の森へ。



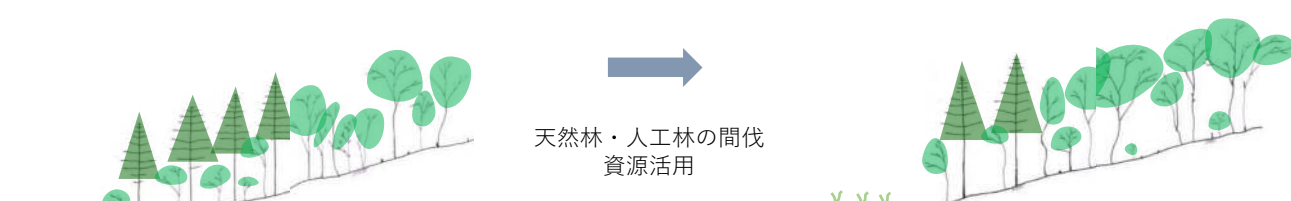
（対象例）真駒内、澄川地区など

② 里山林等整備

農地と森林が一体となった里山的な利用を行える地域では、放置された人工林の森林整備や天然林の資源活用などを行い、里山の活性につながる森林の利活用を図る。

また、市民のレクリエーションの場として利用される場合等は、除間伐を行って、森林内に光が差し込む良好な空間を創出する。生物多様性保全機能や環境教育の面からも、郷土樹種の植栽などにより多様な樹種が生育する森林を形成する。

＜施業例＞



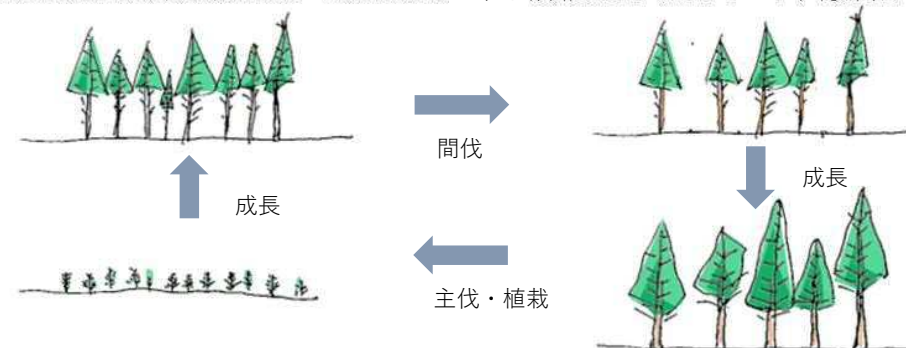
（対象例）小別沢、石山、豊滝、白川、澄川、真駒内地区など

③ 人工林整備

効率的な経営管理が可能な場所では、適切な間伐の実施や主伐後の再造林を行う。間伐遅れ等により公益的機能の低下を招いている森林木材生産を行うため、伐採木については、機能の発揮を優先としながらもできるかぎり搬出することで木材生産を行う。

＜施業例＞

適切な間伐により、風倒に強い林分の形成と、下層植生を育成しながら、将来的には主伐を行う



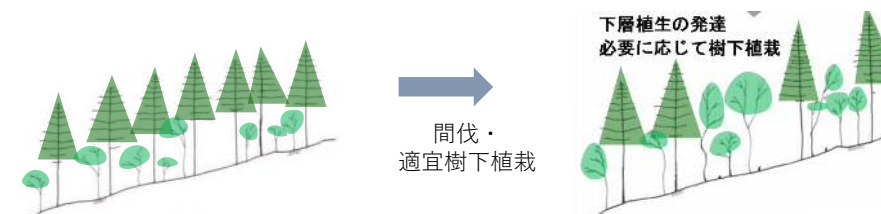
（対象例）一部の市有林（白旗山都市環境林の一部）、藤野地区の一部

④ 針広混交林化

人工林経営を継続しない人工林は、都市近郊林として公益的機能の発揮を重視し、間伐等を行って針広混交林へ誘導する。

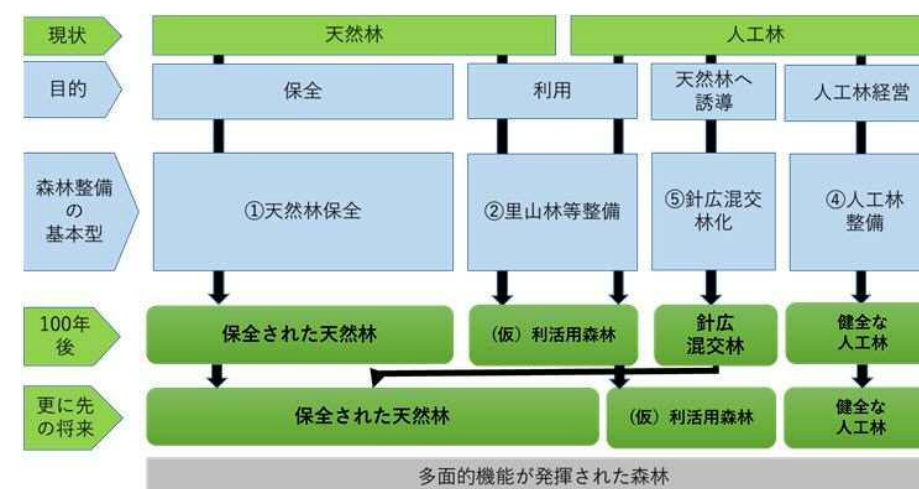
＜施業例＞

針広混交林化が進みつつある人工林は、間伐を行って、広葉樹の育成を図る。



特に50年以上経過した過密な人工林で広葉樹が侵入していない場合は、針広混交林化が困難なことから、樹下植栽などを行うか、主伐・再造林による更新も検討する。樹下植栽を行う場合は、エゾシカによる森林被害を防ぐ対策を行う。

（対象例）手稲・西野地区



今後の取組

(1) 森林整備の進め方

- ・私有林については森林経営計画制度及び森林経営管理制度に基づく整備を基本とするが、両制度による私有林の整備が進むまでに時間を要することから、それまでは市有林の整備を積極的に進める等、全体として整備が進むように対象を決めていく。
- ・「森林の状態等により、整備の必要性が高いところ」「作業道がある等、整備に対する条件が整っているところ」「災害機能の発揮が期待される個所」、「市民利用の多い登山道周辺」等の要素から、優先順位を考慮して整備を進める。
- ・本方針策定後に、森林整備を支援する新たなシステムが林野庁や北海道によって構築、もしくは札幌市自ら生み出した場合は、以下に記すシステムに拘らずに効果的なものを選択する。

(2) 私有林の森林整備

① 森林経営計画制度に基づく森林整備

- ・自ら森林経営を行える森林所有者に対して森林経営計画の策定と森林整備を推進する。
- ・小規模所有者については、森林組合等による集約化を図る。

② 森林経営管理制度による森林整備

- ・間伐遅れ等の人工林に対し、森林整備を行って針広混交林化等の森林を目指す目的で、森林経営計画制度による森林整備が進む見込みのない場合に、森林経営管理制度を用いる。

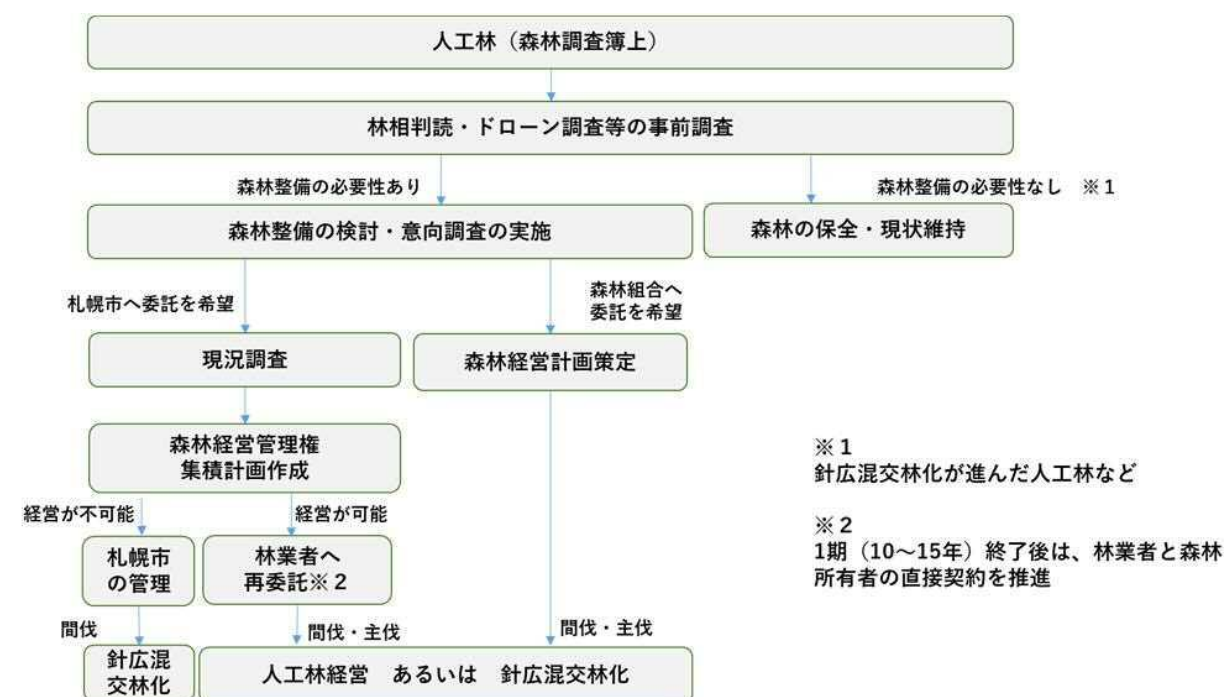
<札幌市における森林経営管理制度の対象>

- ・森林法第5条に基づく地域森林計画の対象森林で経営管理が行われていない森林(法解釈)
- ・極小面積筆や急傾斜、作業道の開設が困難などの森林整備が難しい森林などは、全てを対象とはせず、その周囲の天然林化森林整備を優先的に実施する等、エリア全体で森林の公益的機能を確保できるよう検討する。
- ・人工林の周囲にある天然林についても、里山的利用を目的とした森林整備など、地域の状況に応じて森林整備が必要な場合は、森林整備の対象とする。
- ・針広混交林化が進みつつある森林を見極め、そのような森林は経営管理制度の対象とせず、自然の回復力に委ねる等、事前調査等により、森林整備が必要な森林かどうかを見極め効率的な制度運用を行う。

<札幌市における森林経営管理制度の基本的な枠組み>

- ・森林の現況に応じて、目標林型森林の将来像と森林整備の基本型を検討し、施業を提案・実施する。
- ・林業経営が可能な場合は林業事業体に再委託を行い、林業経営が不可能な場合は札幌市が自ら管理する。
- ・本制度は長期の計画になることから、林業事業体が意欲をもって森林整備を実施でき、経営リスクを低減するような制度運用を検討する。
- ・人工林経営を行わない場合は間伐の実施と樹下植栽等により針広混交林化を目指す。
- ・再委託ができない林業に適さない森林については、札幌市が自ら整備し、針広混交林化を進める。
- ・ゼロカーボンや炭素固定の観点から、間伐材はできる限り搬出する。
- ・集積計画終了後、林業事業体と所有者の直接契約を締結するよう促す。

<私有林人工林の整備フロー図>



※1 針広混交林化が進んだ人工林など
 ※2 1期（10～15年）終了後は、林業者と森林所有者の直接契約を推進

③ 私有林の森林整備の支援

- ・札幌市森林整備補助事業や国・道の補助金の活用の推進
- ・エゾシカによる森林被害が増加しており、間伐のみの針広混交林化が難しくなっていることから、間伐後の経過観察や必要に応じた植樹の検討を促す。また、針広混交林化に必要な植樹や食害対策に関する補助金等の支援も検討する。
- ・森林経営計画制度や森林経営管理制度によらない伐採に際して、天然更新が困難な場合は再造林の啓発を行う。

今後の取組

(3)市有林の森林整備

木は植えてから収穫まで50年と要すことから、急な方向転換はできない。市有林においては、目先の社会情勢の変化に捉われず、「生物多様性等の観点を持った天然林・針広混交林」と「木材利用等の観点を持った人工林経営」の両方を継続し、多様なニーズに応えられるよう多様な森林形態を維持する。

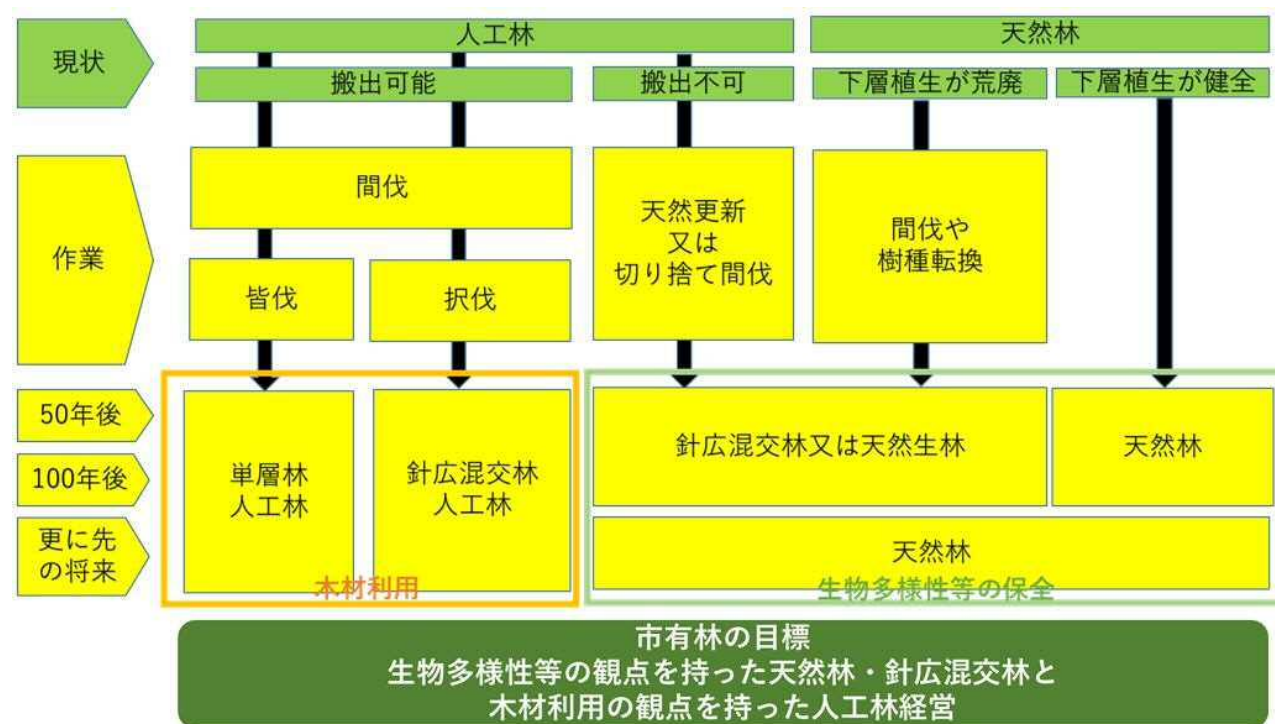
① 多様な人工林整備への一部転換

- ・森林経営計画の策定を検討し、計画的な森林整備を進める。
- ・人工林が多く、効率的な木材搬出が可能な市有林では、人工林経営を実施する。
- ・白旗山都市環境林とその周辺の人工林が多い都市環境林は、人工林の整備を行うとともに、溪流畔林などの保全を実施する。また、広葉樹の人工林など多様でチャレンジングな森づくりを進める。
- ・ゼロカーボンや炭素固定の観点から、できる限り間伐材は搬出する。
- ・特定の齢級に偏らないようにしながら、常に一定程度は材を生産するよう施業を実施。

② 森林の保全と多面的機能の発揮

- ・天然林は保全に努めることを基本とし、下層植生の生育状況が悪い場合などは、植生回復のための間伐や樹種転換を行う。
- ・人工林経営を実施しない人工林については、森林整備を行って針広混交林化を進める。
- ・森林経営管理法の施行により、本市に森林の経営管理権を委託できるようになったことや、郊外の開発リスクが低下してきたことから、今後は森林保全及び利活用のための公有化は原則行わない。ただし、進入路など市有林を管理するうえで必要な場合や本市のまちづくり施策の一環として必要な場合は除く。
- ・2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする国際的な目標(30by30)の取組において、「保護地域」や「OECM」については、札幌市生物多様性ビジョンにおける方針に沿い、指定を検討する。

<市有林の将来像と森林整備>



(4)その他森林整備に関する取組

- ・木材の搬出が可能な森林について、林業作業道等の新設や改修に対する支援をしていく。
- ・天然更新が可能な森林の実現には、広葉樹の稚樹等のエゾシカによる食害を防ぐ必要がある。関係部局と連携し、エゾシカの森林被害調査の実施や、エゾシカの捕獲や侵入防止ネット設置等の食害森林被害対策を進める。
- ・市街地に接するような森林について、さっぽろヒグマ基本計画等のヒグマ対策に応じた森林整備を行う。この場合は、可能な限り森林の公益的機能が損なわれないよう、もしくは影響が最小となるように留意する。

現状

- 市内の林業就業者数は、昭和35年ごろの約1500人をピークに減少傾向にあるが、平成12年以降微増傾向
- 市内の登録林業事業者17社のうち素材生産を行っているのは、5社程度(森林組合含む)であり、事業者の数は少ない。
- 新たな担い手として小規模な自伐型林業者も増加。
- 令和2年に、旭川市に北の森づくり専門学院が開校
- 航空レーザやドローンを用いた調査、自走式刈り機など、デジタル管理・ICTを用いたスマート林業の技術が発展してきている。

課題

- 林業担い手の高齢化が進んでいるほか、**通年雇用等により従業員の労働環境の改善や一年を通じた安定的な事業量の確保が課題。**
- 森林環境譲与税の活用等により、今後、私有林と市有林において、森林整備に関する事業量が増加することが見込まれることから、担い手の確保が課題であり、人口減少時代には大きな影響を受ける職種であると考えられる。
- 林業が産業として成り立っていない本市では、市内のみでの担い手の確保・育成は困難

将来像

- 小規模な森林整備を得意とする事業者や大規模な経営が主体の事業者など、多様な事業者が札幌近郊の森林整備を担うことができる。
- 少ない労働人口でも森林整備等が維持されている。

施策の方向性

- 市内の森林整備を促進するためには、その整備の担い手が増加しなければならない。林業の担い手を様々な視点から新たに増やすよう進めると同時に、既存の事業者や組織の体制強化も図っていく。
- 人口減を見据え、限られた労働力で森林整備等が進むよう、スマート林業導入に取り組んでいく。

今後の取組

(1) 担い手の確保・育成

- ・北の森づくり専門学院に対して、札幌市内でのPR等による支援を行う。
- ・林業事業者において新規雇用や従業員の育成を図れるような支援を検討する。
- ・通年雇用の割合が増加する等、担い手の安定した収入につながる施策を検討する。**例えば、夏季は林業、冬季は除雪業に従事するなどの通年雇用確保の検討を行う。**
- ・さっぽろ連携中枢都市圏内で担い手を確保することを目標とし、圏内の市町村間において情報共有に努める。

今後の取組

(2) スマート林業への取組

- ・労働力の効率化と安全対策の観点からも、作業の機械化に対する補助事業の検討や、林業事業者のスマート林業への取り組みを支援する。

(3) 安定的な事業発注と異業種からの参入等様々な事業の検討

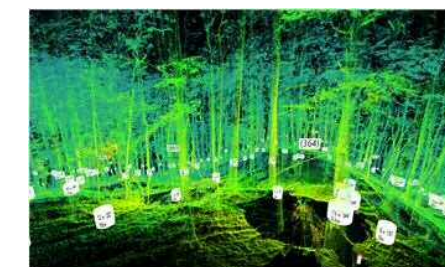
- ・市有林や私有林での森林整備事業の増加が見込まれることから、事業量の見通しの公表等を行うなど、安定的な事業発注に関する取組を実施。
- ・市有林については、自伐型林業等に対応した小面積発注、新たな担い手の育成のための未経験者が受注可能な発注、効率的効果的な長期契約による発注など、多様な発注形式を検討し、多様な林業事業者(大企業、中小企業、自伐型林業事業者、自伐林家、新規参入企業)が参加しやすいような手法を検討する。
- ・異業種(造園業や土木業など)からの林業への参入について検討します。異業種参入への支援として、施業の分業化(下草刈りや地拵えのみの発注)や、森林組合等の指導による技術の習得支援や林業機械の補助等を検討する。

(4) 白旗山都市環境林の林業担い手育成の場としての活用

- ・緑の雇用事業などの林業従事者の技術向上のための研修の場としての活用を推進する。※3-7に再掲

(4) 札幌市森林組合への支援 ※3-7へ

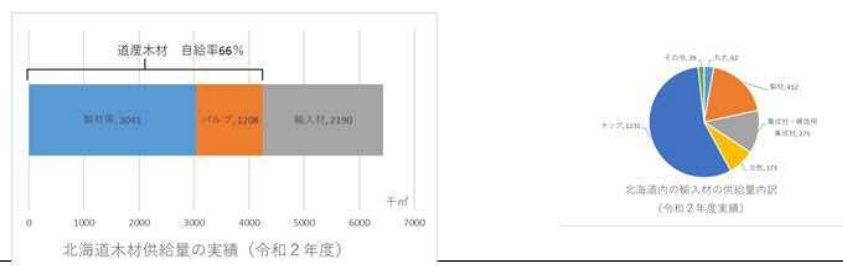
(5) 市の体制の強化と職員の技術力向上 ※3-7へ



デジタル計測機器による立木調査

現状

- 北海道内の令和2年度の木材供給量は、道産材が425万㎡、輸入材が219万㎡(令和2年度北海道木材需給実績 北海道水産林務部より)となっており、道産木材自給率は66%、道産木材の72%が製材等用、28%がパルプ用材となっている。
- 北海道内の輸入材はチップ材が最も多い。
- 令和3年度(2021年度)に入り、北米やヨーロッパからの輸入建材の価格高騰や輸入量の減少により、製材や合板等の代替えとして道産建築材の需要が高まっている。
- 高層建築物でも木造が可能となる等、技術が向上。
- 本市内では、木工家具店や建築工務店があるものの、製材工場は1件にとどまる。
- 本市では平成25年以降、公共建築物等への木材利用に取り組んできた。
- 北海道では道産木材の利用促進のため「HOKKAIDO WOOD」ブランドによる普及啓発事業を行っている。



課題

- 道産材自給率は全国平均より高いものの全体の1/3は輸入材であり、また道産の丸太が道外に流出している状況。→道内における道産木材の需要は不足している。
- 令和3年に改正公共建築物等木材利用促進法(通称:都市(まち)の木造化推進法)が施行され、民間建築物を含め全ての建築物を対象に木材利用を推進する必要がある。
- 札幌市産材の需要が高まるなか、市内で生産した木材丸太は、札幌圏外へ運び出されて製材加工されており、市内で生産された木材の消費先は把握できていない状況。
- 「道産木材を選ぶ」という選択肢の存在について、市民に認知されていない。
- 石狩バイオマス発電所の建設など、札幌圏内での利用拠点も出来つつあるが、運搬にコストがかかることが課題。

将来像

- 道産木材の利用が進み、北海道内の森林資源の循環と二酸化炭素の固定が進んでいる。
- 道産木材を使用した施設の利用や製品や購入等を通じて、市民の森林・林業に関する知識や理解が深まっている。

施策の方向性

- 国産材の自給率を上げるため、国産材利用推進は重要である。一方で札幌市は北海道における木材の一大消費地であることから、北海道の林業振興や森林資源の循環、カーボンニュートラルのためにも、国産材の中でも道産木材の利用を推進することとする。
- これまでも取り組んできた公共施設のほか、民間建築物における利用やバイオマス利用等の道産木材利用の促進施策を検討する。
- 市産材の利用を進めることで、道産木材全体の利用を促進する。

今後の取組

(1)公共事業及び公共建築物における道産木材の利用促進

- ・公共建築物での道産木材利用を引き続き促進しつつ、他種工事の公共事業における仮設物等、道産木材利用が進んでいない事業についても検討する。
- ・建築物の木造化や木質化によるランニングコストの大幅な増大が見込まれる場合や、子どものケガ等のリスクが高くなる等の場合は使用しない判断も必要。
- ・普及啓発につながる多くの人目につく箇所や、道産木材の使用量が多い施設の2つの面では、特に利用を促進する。



東白石小学校

(2)民間建築物等における道産木材の利用促進

- ・ハウスメーカー等の事業者への道産木材利用の理解促進を図る。
- ・戸建住宅や高層建築物等における道産木材使用促進について、補助金制度等の構築を含め、検討を進める。

(3)市産材の地産地消

- ・市内の木工家具店や工務店など(川下)と、木材生産森林整備を行う林業事業者(川上)の連携や周辺市町村の木材加工場との連携を促すことで、札幌市産材の市内での利用促進に向けた取り組みを検討する。
- ・国有林・私有林・市有林から産出される木材の市内での利用を促し、普及啓発の効果が高い事業(公共施設や木育等)で使用できるような取組を検討する。※石狩森林管理署と別途協議予定

(4)未利用材の有効活用

- ・バイオマス利用を促すなどの仕組みづくりを検討する。
- ・薪やバイオマス燃料など燃料利用を検討する。

(5)道産木材利用の普及啓発

- ・「道産木材を選ぶ」選択肢があることについて、市民の認知を上げるため、広報や木材活用による普及啓発を実施する。
- ・公共施設の内装や公園の遊具等、多くの市民の目に触れる箇所に道産木材を活用し、PRをする。
- ・市民が身近に木材や木製品等に触れられるような木育の機能を持った拠点施設の検討を行う。
- ・子どもを対象とした森林や森林整備の重要性の普及啓発の取り組みを進めます。(小学校の授業で使う木工用キットの製作など)
- ・北海道と連携を図り、北海道が進める「HOKKAIDO WOOD」の取組を推進する。(「HOKKAIDO WOOD10年計画」)。まずは「認知度」を高めるため、PR活動を粘り強く推進する。

※北海道と別途協議予定
※3-4へも掲載



出典：林野庁ホームページ

現状

- 林業に馴染みのない本市では、「木を伐ることはすべて悪いこと」という認識のある方もおり、森林整備に対する理解が進んでいない。
- 自然歩道や白旗山都市環境林のふれあいの森など、市民が森に親しむ場を整備してきた。
- 森林ボランティア制度による森林ボランティア活動を始めたい人とボランティア団体のマッチングや、ボランティア団体等の森林での様々な活動の支援を実施している。
- 森林整備に対する企業CSR活動の関心が高まっている。

課題

- 森林整備を進めていくためには、森林所有者も含めた市民の森林や林業に対する理解度を高めることが重要。
- 林業に関する理解を深めるための機会の創出が必要。
- 森林ボランティア団体は会員の高齢化による活動の継続性が課題。
- 企業CSR活動の多様なニーズに対応できる仕組みづくりが必要。

将来像

- 森林の大切さや林業に対する市民の理解が深まっている。
- 森林に親しむ市民が増えるとともに、森林ボランティア活動等の多様な森づくり活動が行われる。

施策の方向性

- 札幌市は人口が多く、また木材の一大消費地であることから道産木材利用の普及啓発の効果は高い。一方で、林業になじみがない都市であることから、今後進める森林整備に対する市民の理解が必須である。
- そこで、札幌市では普及啓発の事業を重要視し、できるだけ多くの人が自ら森林に関心を持ち、森づくりの体験ができるように、様々な場面で取組を行う。
- 札幌市では森林ボランティアや企業のCSR活動が盛んであることから、市民や企業の活動を引き続き支援し、行政のパートナーとして森林整備等と一緒に取り組んでいく。

今後の取組

(1) 森林や森林整備の重要性についての普及啓発

- ・国や北海道や各種団体と連携し、環境教育や木育、各種イベントを通じて、より多くの市民へ森林の機能等の重要性について普及啓発を行う。
- ・自然歩道や白旗山都市環境林の散策路について、分かりやすく、入りやすい散策路を整備し、市民が森林に親しむ機会を創出する。
- ・自然歩道や白旗山都市環境林の散策路について、分かりやすく、入りやすい散策路を整備し、森林の普及啓発を図る。特に白旗山都市環境林については、森林・林業の拠点としての機能強化を図り、「見える森林整備」を行い、普及啓発を行う。この他の森林についても市有林に限らず、市民が森林に入って森林整備の重要性を知る等の機会を創出・支援していく。
- ・都市環境林においては、森林ボランティア活動の場や近隣の小学校等の自然環境教育の場としての利活用を図る。
- ・森林経営管理制度の意向調査等を通じて、森林所有者に対して森林整備の重要性等の普及啓発を図る。

(2) 道産木材利用の普及啓発(再掲) ※3-3に掲載

(3) 森林ボランティア支援

- ・白旗山都市環境林を始めとした都市環境林の間伐や下草刈り、植樹などの森林の維持管理を森林ボランティア団体等と進める。
- ・引き続き、森林ボランティア活動を始めたい人への支援を実施する。
- ・市内の私有林の森林整備を行う森林ボランティア団体に対しては、「森林・山村多面的機能発揮対策支援事業」等による支援を継続する。
- ・間伐等の十分な実績と技術をもち、かつ長期間に渡って活動を行っているボランティア団体に対しては、特別な支援を行い、より一層の活動を推進する。

(4) 企業CSR活動への取組

- ・白旗山都市環境林を中心として、企業CSRによる森林整備活動(植樹、保育、間伐等)のフィールド提供を行う。
- ・本市で実施している「さっぽろまちづくりパートナー協定」締結企業や、北海道で実施している「ほっかいどう企業の森林づくり」事業による協定締結により、取り組みを進める。
- ・企業CSRとしては植樹活動の人気の高いがものの、植栽地がない状況から、今後は間伐や保育等の活動を含めた一連の森林整備を対象としたり、比較的大きな面積で長期間の協定とするなど、様々な活動が行えるよう支援を行う。
- ・CSR活動の広報・広告に努め、市民への普及啓発につなげる。



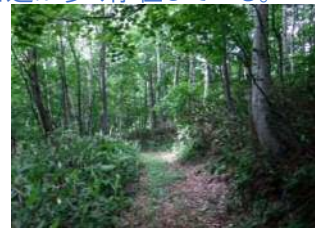
施業説明看板
(森林総合研究所 試験林)

現状

- 本市では、森林に親しむ場として、自然歩道8ルート(総延長75.1km)、市民の森6地区(総面積417ha)、ふれあいの森や自然観察の森(白旗山都市環境林内)、有明の滝探勝の森などを整備。
- 自然歩道事業は、国有林や私有林を無償で借り、札幌市が維持管理を行っており、初心者でも登れる円山ルートを始め、中・上級者レベルの手稲山や砥石山ルートなど幅広いレベルに応じたルートがある。
- 市民の森事業は、私有林を借りて札幌市が散策路を整備・維持管理し、所有者に対しては奨励金により森林整備と保全を促す事業。
- 本市が維持管理する自然歩道のほか、札幌市内の国有林や私有林内にも登山道が多く存在している。



自然歩道円山ルート



白川市民の森

課題

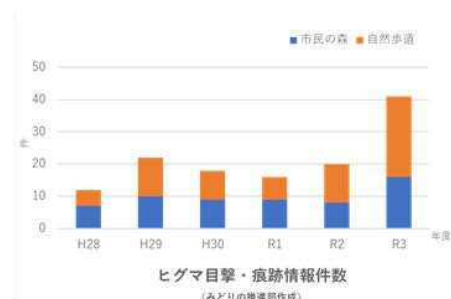
- 自然歩道や市民の森では、看板や階段などの施設の老朽化が目立っている。
- 自然歩道以外の散策路も含めると全体として管理延長が長く維持管理費用が負担となっているほか、利用の少ない散策路も存在している。
- 都市環境林内や自然歩道に接した自然発生的な道も多くあり、把握や維持管理が困難。
- 自然歩道や市民の森では、ヒグマの出没情報が増加傾向



破損した木道(自然歩道)



ヒグマ出没看板



- 市民の森では、奨励金を毎年所有者に対して支払っているものの、個人所有林の森林整備があまり進んでいない状況であり、財政的にもこうした仕組みによる事業の継続は困難な状況にある。また、散策路の利用者が少ない上、相続等により土地の権利関係が複雑化し契約手続きが困難な状況も生じている。

今後の取組

(1) 自然歩道の取り扱い方針

- ・本市が維持管理を行い、一般公開を目的とした森林内の散策路^注は、すべて「自然歩道」と位置づけ、表記を統一。
- ・本市内には多くの登山道があり、登山道の量的な配置は十分だと考えられる。また、限られた財源で十分な維持管理を行うことは困難なことや、自然環境への影響や地域でのトラブル等に配慮し、新たなルートや入口の整備は原則行わないものとする。

注:本市の都市環境林内の自然発生的な散策路は「地域の散策路」と扱い、本市は草刈等の散策路を維持するための維持管理は基本的に行わないものとする。

(2) 自然歩道の効率的・効果的な維持管理の推進

- ・利用者が自分の実力等にあったコースを選択できるようにするため、登山の難易度を色分けすることで、安全性を高めていく。
- ・自然歩道等利用者アンケート(令和3年度)では、自然歩道の整備レベルは現状維持を望む声が多かったことから、過度な整備を避けて登山道らしい道を維持することを基本とする。コースによってはより自然性の高い登山道となるよう、管理を行う。
- ・利用状況と必要性に応じて、看板の多言語化などを行う。
- ・利用者アンケートによると、ほとんどの利用者は自然歩道等がヒグマの生息域内にあることを認知していることから、これまでのヒグマに関する普及啓発の取り組みの効果があつたと思われる。引き続き、情報の徹底など、「さっぽろヒグマ基本計画」に応じた対策を行う。

(3) 市民の森の見直しと自然歩道への振替

- ・利用者数の低下や、開発圧力の低下などの状況を踏まえ、市民の森事業は見直しを検討する。
- ・市民の森の森林整備は、森林経営管理制度へ移行する。
- ・市民の森の散策路は以下の場合は、存続する前提とする。利用量や駐車場(市有地)の有無等立地条件を勘案し、存廃を検討する。
 - ✓市有地に駐車場を確保できる
 - ✓周辺に自然歩道等の散策可能なルートがない
 - ✓既存の自然歩道にはない機能がある
 - ✓所有者が少数であり、長期契約の継続性に担保がある場合

将来像

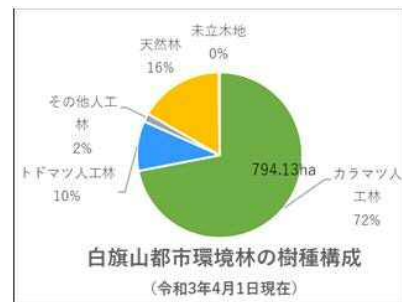
- これまで登山をしたことがない方を含め、市民が自分の登山レベルや目的にあった自然歩道等を利用することができる。
- 限られた財源の中、適切な維持管理を継続している。

施策の方向性

- 自然歩道は市民のウェルネス推進や森林の普及啓発の点で効果的な施設であることから、より多くの市民が利用できるよう施策を進める。
- 選択と集中の考えのもと、自然歩道等の施設の効率的効果的な運用が行えるよう、全体の考えを整理する。

現状

- 白旗山都市環境林は、面積1000haを超える広大な市有林で、人工林の割合が高く、年間30ha程度の間伐を実施。高齢林が多く、齢級構成に偏りがある。
- これまで、昭和59年に策定した「白旗山都市環境林基本計画」に基づき、それまでの林業経営からレクリエーション機能を重視した都市近郊林として、間伐による針広混交林化を進めてきた。
- ふれあいセンターやバーベキュー広場、木工館などレクリエーション機能を持つ施設を整備。
- 冬期はクロスカントリー等のスキーコースが整備され、大会も開催されている。
- 一部の区域で、ボランティア団体や企業による植樹活動が行われている。



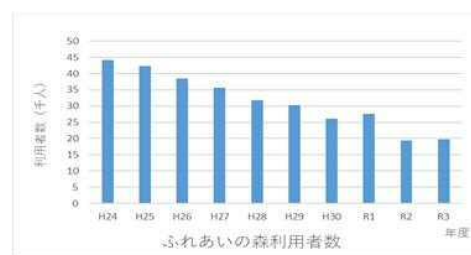
ふれあいセンター
(白旗山都市環境林)



木工館
(白旗山都市環境林)

課題

- 人工林の間伐遅れによる風倒に弱い林分が多い。
- ふれあいの森の利用施設等の老朽化が目立つ。
- 路網が発達している反面、散策路が入り組んでおり、また案内看板も不足している。毎年遭難者が出ている状況。
- 散策路や木工館などの利用施設が十分に活かされておらず、利用者数が減少傾向。



分かりづらい三叉路
(白旗山都市環境林)

今後の取組

「(仮)白旗山都市環境林活用計画」を策定し、木を「植え、育て、使う」場として、森林及び木材利用の普及啓発拠点としての機能の強化を図る。

(1)多様な施業方法による多様な森づくり

- ・白旗山周辺の都市環境林は、木材を搬出しやすい個所は人工林経営を進めるゾーン、溪流周辺は天然林として残していくゾーンというように、地形や林分状況に応じて適材適所で森林整備の目標を定めて施業を行う。

人工林経営を積極的に進める都市環境林に位置付ける。

- ・いつでも使える木が育っている森林を目指し、生育不良の林分や間伐遅れにより風倒に弱くなっている林分は更新を行うなど、森林の若返りを図り、特定の齢級に偏らないようにしながら、常に一定程度は材を生産するよう施業を実施
- ・広葉樹の育成を試みたり、大学等研究機関との協働により研究林として運用するなど、様々な森林整備を行うモデルケースとしての活用を進める。

(2)林業を感じられる、利用しやすい散策路の整備

- ・散策路は市民が一般的に利用するルートを整理し、わかりやすい案内看板の設置を行う。
- ・周囲の森林の林齢や施業実績などがわかるような、林業を感じられる散策路の工夫を行う。
- ・スキーコースの活用、トレイルランニングの専用コースの設置などを検討

(3)白旗山産材事業

- ・製材や乾燥などの加工施設を持った木材利用施設の導入を検討したうえで、PPP/PFI事業などの手法により、森林整備から木材産出までを一連で実施する、効率的かつ普及効果の高い運用を検討する。
- ・木材は小学校用工作キット等、普及啓発等に効果の高い特別な用途に用いる。

(4)多様な主体との連携

- ・大学や研究機関と連携し、研究・研修フィールドとしての活用を図る。
- ・本市で実施している「さっぽろまちづくりパートナー協定」締結企業や、北海道で実施している「ほっかいどう企業の森づくり」事業による協定締結により、企業CSR活動の取り組みを進める。
- ・清田区内の小学校や町内会等を巻き込んだイベント等の開催を検討

(5)林業担い手育成の場としての活用

- ・緑の雇用事業などの林業従事者の技術向上のための研修の場としての活用を推進する。(再掲)※3-2掲載

将来像

- 間伐等の森林整備が適切な時期に行われ、公益的機能と木材生産機能の両面を持った森林が整備されている。
- 多様な主体による森づくり活動やレクリエーション利用のほか、人材育成の場、様々な施業の実験・研究など広大な面積を活かした取り組みが行われている。
- 木材利用と森林・林業の普及啓発等を目的とした総合的な拠点機能が備わっている。

施策の方向性

- 白旗山都市環境林は広い人工林を有し、また緩勾配で路網が発達している等、木材を生産する環境として条件がよい森林である。また、多くの市民が利用する森林であることから、普及啓発等さらなる利活用が望める。
- そこで、多様な施業の森林整備、森林と木材利用の普及啓発の拠点、森林を活用したウェルネスの推進等、3-1から3-5までに述べた本方針の取組全体を体現できる森林として、積極的な利活用を進めていく。



広葉樹山採り苗植樹試験

現状

- 北海道森林管理局、北海道、森林総合研究所北海道支所、北海道大学等からは、日ごろ、技術的な支援や調査の支援を受けている。
- 令和3年度より、さっぽろ連携中枢都市圏において「森林・林業分野」の取組が開始。「林業の強化」「経営管理制度の連携」のワーキング設置や情報共有等が行われることとなった。
- これまで、札幌市森林組合が市有林整備を担ってきた。



課題

- 森林環境譲与税の導入や森林経営管理法の施行により、森林整備に関する市町村の役割が大きくなり、業務量が拡大。これに対応する札幌市の執行体制に課題。
- 林業の専門的知識を有する市職員が少ない。ことから、研究機関等と連携し、さまざまな取組を行い、施策に反映することが効果的。

施策の方向性

- 森林整備や森林資源の循環は札幌市の中だけで完結しないため、広域の視点での連携が必要である。また、林業分野は専門性が高いことから、林業職のいない本市は技術・知識の面で各機関に助力を仰ぐ必要もある。そこで関係機関と連携を図ることで、本方針の取組を一層推進させていく。

今後の取組

(1)北海道森林管理局及び北海道との連携

- ・森林整備や担い手育成・確保、森林や道産木材の普及啓発など様々な面で、北海道森林管理局や北海道と連携し、効率的効果的な施策を展開する。

(2)大学や研究機関との連携

- ・森林・林学の大学生の育成支援として、北海道大学農学部等と連携し、授業や研究のフィールド提供や共同研究等を実施し、森林に関する研究の促進を図る。
- ・本市が行う森林施業に関する試験等に対して、大学や森林総合研究所などの研究機関による助言等を求める。

(3)さっぽろ連携中枢都市圏域における市町村との連携

- ・連携内で情報共有や意見交換を進め、可能な範囲で取組を連携して進めていく。

(4)札幌市森林組合への支援の役割

- ・森林組合は、「組合員のためにする森林の経営に関する指導」や「森林の保護に関する事業」(森林組合法第9条)を行わなければならない、森林経営を請け負う事業者としての役割以外にも、地域の森林に関する相談役としての役割が求められる。
- ・札幌市においても森林組合は重要な役割を担っている。これまで以上に連携をとり、市有林私有林の森林整備を促進していく。また、このために必要な支援を実施する。

(5)市の体制の強化と職員の技術力向上

- ・今後の森林に関する事業の実行体制を強化するとともに、職員の専門的知識の習得や技術の向上のため、各種研修や派遣等を通じて職員の育成を図る。
- ・外部委託、林政アドバイザーの雇用、各種協議会との連携等による、森林整備業務の現場監督等の技術支援を検討する。

(4)森林ボランティア支援 ※3-4へ

(5)企業CSR活動への取組 ※3-4へ



大学生の実習
(白旗山都市環境林)

1 法で定める使途

○森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(第34条)

- 第1項：森林の整備に関する施策
- 第2条：
 - ・森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、
 - ・森林の有する公益的機能に関する普及啓発
 - ・木材の利用(脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)第2条第3項に規定する木材の利用をいう。)の促進
 - ・その他の森林の整備の促進に関する施策

2 使途の範囲

札幌市の森林環境譲与税の使途の範囲は以下のとおりとする。

- 本方針に示す取組。
- その他、本方針の将来像や基本的な考えを実現させるために、特に効果の高いと認められる取組
 - ※なお、森林環境譲与税は、これまでの施策では森林整備が進まない現状を踏まえ、国民の新たな税負担(森林環境税)を財源としていることから、既存事業の充当ではなく、新規施策・拡充等に使用する。

3 使途の区分と優先度の考え

【使途の区分】

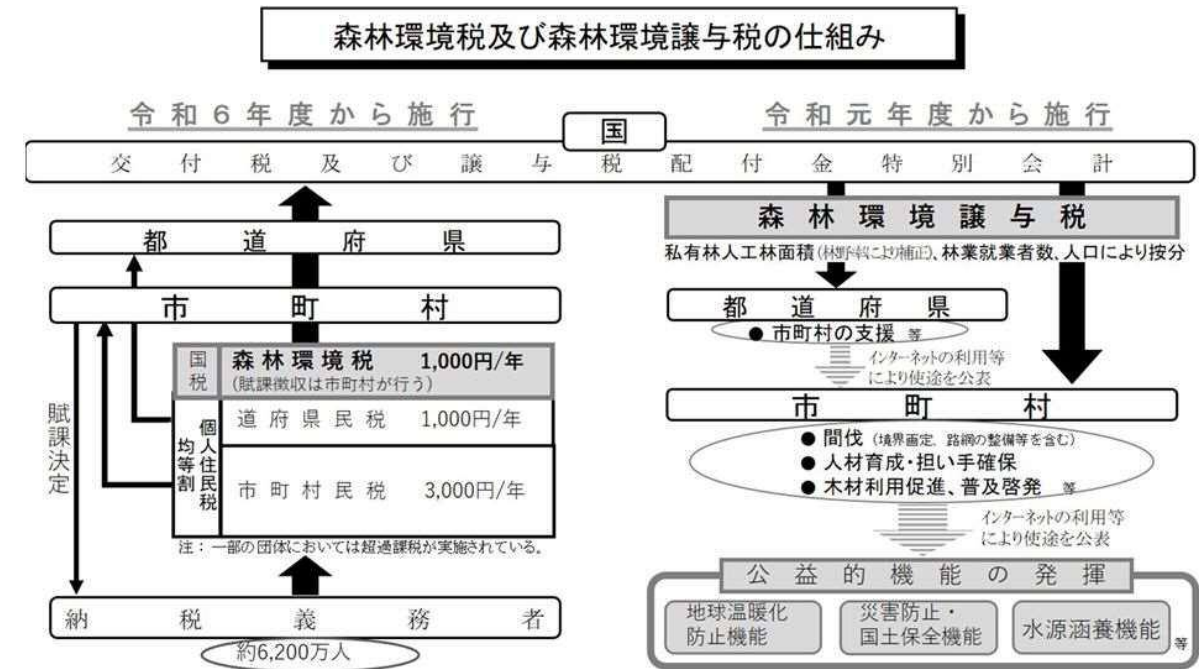
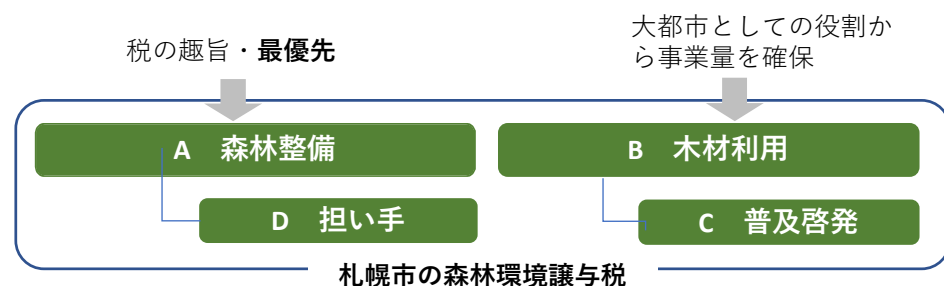
- A 森林整備に関すること
- B 木材利用に関すること
- C 普及啓発に関すること
- D 林業の担い手に関すること
- E 札幌市の体制確保に関すること

【優先度の考え】

- 森林環境譲与税の創設の趣旨に鑑み、「森林整備に関すること(A)」を最優先とする。
 - *森林整備(A)の条件整備である「林業の担い手に関すること(D)」も優先する。
 - *税の創設の趣旨に鑑み、市有林の整備より私有林の整備の促進を優先する。ただし、私有林の森林経営計画制度及び森林経営管理制度に基づく整備が進むまでに時間を要することから、それまでは市有林の整備を積極的に進める等、本市全体として森林整備が進むように取り組む。
 - *林業の担い手確保の観点からも、市有林整備の事業量を一定程度確保する。

○木材の一大消費地としての役割を担うため、「木材利用に関すること(B)」を一定程度確保し続ける。

- *基本的に、道産木材の利用に森林環境譲与税を充当できるものとする。
- *国産材を使用する場合、木材利用の普及啓発となるものや、さっぽろ連携中枢都市圏内等の地域の木材加工施設の事業発展につながるものについて、森林環境譲与税を充当できるものとする。
- *木材利用のうち、特に普及啓発等PRに寄与する事業を優先する。
- *札幌市は、人口が多い観点から普及啓発の効果も期待できる。木材利用(B)とともに、木育など木材利用に関する普及啓発(C)に関することも継続して事業を展開する。



出典：森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み（林野庁ホームページ）